

下 関 市 告 示 第 6 7 2 号

令和 8 年 (2026 年) 1 0 月 2 0 日

下記の書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)第 2 0 条の 2 及び下関市税条例(平成 1 7 年条例第 8 8 号)第 1 8 条の規定により公示する。

下関市長 前 田 晋 太 郎

記

1、送達すべき書類

国税徴収法第 5 4 条に規定する調書

2、送達を受けるべき者

D A N G   T H I   H U Y E N

3、その他

送達できなかった書類は、下関市財政部納税課において保管し、申出があれば、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

また、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされる。

(掲載期限：令和 8 年 (2026 年) 1 0 月 2 7 日まで)